

会長の挨拶 43 ロータリー奉仕の地域性の問題 ―その 1―

ロータリー運動が特定社会に存在する職業人を一職種一会員制の枠組みの中で網羅し、それらの代表的職業人が例会出席を法的に義務付けられることによって、その思想の衝突による切磋琢磨の状態が発生し、そのぶつかり合いの中から高次の境地の達成が期待されている。そこで、ロータリー的思考の制度論的側面として、ロータリー運動の地域性の問題がとりあげられなければならない。

ロータリー運動が地域社会における奉仕の唱導機関であるとして、ロータリー運動の地域的基礎と成る社会というのは一体どのような社会を意味するのであろうか。端的に言って、それは地方自治体の地域的限界を意味したことは、今までのところ事実である。そして、その地方自治体の地域的限界も、地域社会が発展して、クラブ活動を行うに足るだけの十分な職業分類の設定が可能になったとき、国際ロータリーの立場はできるだけロータリー・クラブを創設することを奨励するという立場をとる。これが通常ロータリーの拡大と呼ばれている問題なのである。

もっとも、この場合には、当該地域社会において本来管轄区域をもっていたクラブが新たなクラブに区域の割譲を行わなければならないという問題があって、国際ロータリー側の立場が実現できるか否かは、それぞれの地域社会を管轄するクラブの態度如何にかかっていると行ってよい。

(小堀憲助著『ロータリー思想の理論構造』より引用)